

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

情報としての遺産と資源： 世界遺産と文化資源の比較考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-02-29 キーワード: 作成者: 中牧, 弘允 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/4533

特集・世界遺産教育と国際理解教育



情報としての遺産と資源 —世界遺産と文化資源の比較考察—

Special Studies

Heritage and Resources as Information : A Comparative
Consideration of World Heritage and Cultural Resources

中牧 弘允

NAKAMAKI Hirochika

1 遺産と資源の情報化

近年、博物館学や文化行政のなかで「遺産」や「資源」という概念が多用されるようになった。代表的な例としては世界遺産や文化資源という複合概念をあげることができる。遺産も資源もその保存や活用をめぐる議論のなかから発生し、それらを継承し研究する現場のみならず、地域社会や国家をまきこみ、ひいてはグローバルな市場のなかで情報化されている。そして、情報化された遺産や資源は一方では積極的な経済行動や余暇活動をうながし、他方では保存と保護を目的とする施策をうみだしている。

遺産や資源は、学校教育のなかでも教材として情報化されている。国際理解教育におけるユネスコの世界遺産もそのひとつであり、人類が共有する（と想定された）普遍的価値の観点から授業が組み立てられる。ユネスコ自体も、若者を対象にワークショップをいろいろ開催している¹⁾。他方、文化資源も大学や大学院教育のなかで履修科目ないし専門コースとして一定の地位を確保するようになった。

筆者は、文化資源研究センターと称する研究部門をもつ国立民族学博物

館に所属している（ただし、同センターのスタッフではない）。他方、世界遺産についての教育を担当したことはないが、世界遺産の登録地域で多少の現地フィールドワークを実施したことがある。そうした限定つきの立場と経験からではあるが、世界遺産と文化資源について若干の考察をくわえたい。というのも、遺産と資源は似ているようで、その性格には大きなへだたりも存するからである。本稿では遺産と資源の概念に由来する世界遺産と文化資源を取り上げ、情報としての観点から、その思想と実践に関わるいくつかの問題点を指摘したい。

遺産はふつう死後の相続財産を意味し、資源は一般に生産活動のもとになる物質・資金・人力・エネルギーなどをさしている。しかし、博物館学や文化行政でつかわれる場合、遺産は特定個人の所有物というよりも共有財産として継承すべきものと考えられているし、資源の場合も国家防衛や工業生産のためではなく、保護保存や地域振興を目的とすることが多い。概念が時代や社会の変化に対応して拡大しているのである。

世界遺産条約が成立したのは、1972年である。イギリスで遺産を冠したミュージアムやビジターセンターが多数出現し、文化遺産産業が盛んになるのは1980年代後半からである。そこでは政府観光庁が主導し英国病を克服する手段として文化遺産とカントリーサイドを取り込んだ観光が地域振興策として打ち出されている²⁾。日本の大学に文化資源学のコースができたのは2000年であり、9巻からなる資源人類学の論集が出版されたのは2007年である³⁾。観光資源というような表現も21世紀になってから顕著となった。

このような動向はあきらかに遺産と資源の情報化であり、その情報の共有化である。それがさまざまなレベルで進行し、グローバルに展開しているのである。ただし、ここでいう情報化とは狭い意味でのIT化、ICT化を意味しているのではない。情報の本質とは、感覚器官による外界の感知と、脳神経系によるその解説にあり、人類の歴史とともに発展し、いまや情報が環境を形成するレベルにまで達している⁴⁾。遺産として登録し、資源として認定されることで、情報は蓄積し、共有化されて、利用に供される。しかも、情報の利用範囲はますますグローバルに拡大しており、かつ地球意

識に裏づけられるようになっていく。その好例が世界遺産である。

2 世界遺産の情報化

ユネスコの世界遺産条約採択の背景としては、次の2点が重要である。第一に1954年の「武力紛争の際の文化財の保護のための条約(ハーグ条約)」にはじまる一連の条約、勧告や憲章であり、第二にはアスワン・ハイ・ダム⁵⁾の建設によって危機に瀕したアブ・アシベル神殿の救済である。世界遺産条約の原点には文化遺産や自然遺産の保護と救済がある。また、その実施にあたっては10項目の作業指針が適用される。文化遺産については6項目、自然遺産に関しては4項目の顕著な普遍的価値をもつとされる評価基準がある。すくなくともそのひとつを満たしていなければ登録されないし、ふつうは複数の基準が適用される。

世界遺産の登録には膨大な情報の集積が要求される。まず、各国政府が暫定リストを作成し、ユネスコに提出する。次に、各国政府は暫定リストのなかから優先順位の高い案件を選び、仔細な登録推薦書をユネスコに提出する。そこでユネスコの協力機関であるICOMOS (International Council on Monument and Sites、文化遺産)とIUCN (International Union for Conservation of Nature、自然遺産)が候補案件の審査をおこない、世界遺産委員会に技術的な評価勧告を提出する。そして世界遺産委員会が当該国の登録推薦書と専門NGO (ICOMOSとIUCN) の評価勧告にもとづいて審議をおこない、最終的な結論をだす。

こうして詳細かつ膨大な情報と普遍的価値にもとづく評価をもとに、世界遺産委員会によって独自の判断が下される。登録された世界遺産は2008年の段階で850を越える。日本は1992年に世界遺産条約に参加し、現在は14件の世界遺産を有している。日本の参加が遅れた理由としては、国内世論の高まりがなく、批准や関連法の修正に時間と事務作業がかかることがあげられている⁶⁾。それにくわえ、文化財保護法など国内法が比較的良く整備されていたことも関係しているだろう。しかし、いまでは強力な推進国

のひとつになっている。

世界遺産への登録は情報としてどのような意味をもっているのだろうか。ユネスコは保護継承すべき人類の遺産として登録作業をにない、その保存状態をモニターし、「重大かつ特別な危険」にさらされていないかどうかチェックする。そして「危機にさらされている世界遺産リスト（危機リスト）」に記載された場合は、必要な手段に訴えて対策を講じる。ところが、危機にさらされていない世界遺産の多くは保存や保護という本来の目的とはいささか異なる情報的価値を帯びる。たとえば観光であり、地域の活性化である。ユネスコが集積し認定する情報は観光業者や地域社会には格別の情報としてきわめて重要な意味をもつのである。

情報は基本的にそこに価値を見出す人にとって意味がある⁷⁾。猫にとって小判は情報ではないし、真珠も豚にとっては情報たりえない。世界遺産も同様に、ある人にとっては無意味情報でしかないが、別の人にとってはきわめて重大な情報となる。そのあたりの事情を、まず熊野三山の事例から検討してみよう。

3 熊野三山の情報的価値

熊野三山は「紀伊山地の霊場と参詣道」にふくまれ、2004年に世界遺産に登録された。霊場とは吉野・大峯、熊野三山、高野山をさし、参詣道とは大峯奥駈道、熊野参詣道、高野山町石道を意味している。ただし、世界遺産には「文化的景観」という観念が新たに導入され、紀伊山地の山や森、川や滝、温泉や町並みなどが日本におけるその第一号として登録された。

世界遺産となってから、熊野はどう変わったか。2007年秋に久しぶりに同地を訪ねたが、もっとも目についた変化は世界遺産の表示である。熊野三山（熊野本宮、熊野新宮、那智大社）や青岸渡寺の境内には石造の立派なモニュメントがたち、熊野古道にも世界遺産の看板があちこちにあった。「世界遺産地域 ゴミは、各自お持ち帰り下さい。」との注意書きもみられた。三山一寺の社寺の案内書には世界遺産の頁がくわえられ、たんなる

「社寺と道」ではなく「山岳信仰の霊場と山岳修行の道」であることが強調されていた。その一方、紀伊山地の自然もまた良好な状態で維持・継承すべきことがうたわれていた。それはユネスコのさだめる「文化的景観」の条件に沿ったものである。

しかし、当事者である熊野の宗教家が世界遺産をどう位置づけていたかという点、統一見解はなくまちまちだった。いわく、「遺産」という言葉は好きでない、なぜなら生きている宗教施設だから。いわく、世界遺産は是非にと言われて推しいただくもので、取りにいくものではない。いわく、那智の滝を守るのに自然保護は大切である、などである。なかには、世界遺産は「黄門さまの印籠のようなもの」であるとか、「帽子をかぶったみたいなもの」とたとえる宗教家もいた。印籠や帽子の比喻はユネスコのお墨付きを得たことの価値がどれほどのものかをあらわしている。社寺側では世界ブランドとして認定されたことに象徴的意義を見出す一方、参詣者が大幅に増え、滝の水が枯れない環境が守られたという実質的意義をむしろ歓迎しているように感じられた。

他方、行政の側は真剣そのものだった。世界遺産は和歌山県にとって「命綱のようなもの」であると表現する担当者すらいた。県レベルでは日本宮町の庁舎を利用して、そのなかに和歌山県世界遺産センターを設置し、狭いながらも展示空間をもうけていた。また世界遺産ゼミがひらかれ、熊野セラピーと称する心身再生プログラムの推進がはかられていた。後者はスローステイ（滞在型）で熊野の自然と文化からパワーをもらおうというものである。地形療法ともいわれ、古道、森林、河川、滝、海、温泉などが癒しの源泉であり、ストレッチや瞑想、それにウォーキングと入浴が主なメニューとして提供されていた。

日本では行政が宗教活動そのものに参画することはできない。しかし、癒しなら問題はない。心身のヒーリングが「文化的景観」に対応した行政のひとつのプログラムであった。そこにはユネスコー日本政府（文部科学省、文化庁、環境省、外務省など）ー県庁ー地方自治体という系列があり、それに沿って世界遺産があらたな市場を開拓しているようにおもわれた。

端的には、過疎を食い止め、地域の活性化につながる起爆剤として、世界遺産はかけがえのない価値をもっていたのである。世界遺産が行政を動かし、行政が世界遺産を動かしていたのである。主役は社寺ではなく、あくからかに行政であった。

世界遺産登録の値打ちに「帽子」から「命綱」まで幅があったのは、そうした理由による。他方、勝浦温泉の有名なホテルも隣接する複数のホテルをM&Aで取り込み、3000人を収容する巨大ホテルへと変貌をとげていた。観光産業も世界遺産に便乗して活況を呈しているようにみえた。

実際、参詣者は大幅に増加した。年中、正月三が日のような人出だと多少大袈裟なことを言う人もいたが、秋の連休にはウォーキングの人もふくめ大勢の人たちが観光や参拝におとずれていた。年間では100万人くらいになるという。そうした盛況ぶりは三山側の経営努力というよりも、世界遺産のブランド効果がおおきく作用していたし、行政の支援体制に世界遺産登録以前とは雲泥の差があった。

しかし、観光は諸刃の剣である。ユネスコ事務局長の松浦晃一郎氏は世界遺産の脅威を7つ指摘し、その最後に「観光事業の増加」をあげている⁸⁾。それによると、世界遺産に登録されると観光客の数は2～3割増える。また、最近の傾向としては文化と環境が中心に据えられ、観光事業は世界全体で3兆ドル超、しかも年率4～5%で成長を遂げているという。課題は、増大する観光客と周到な保護管理体制の両立であると指摘している⁹⁾。

4 サンティアゴ・デ・コンポステーラの情報的価値

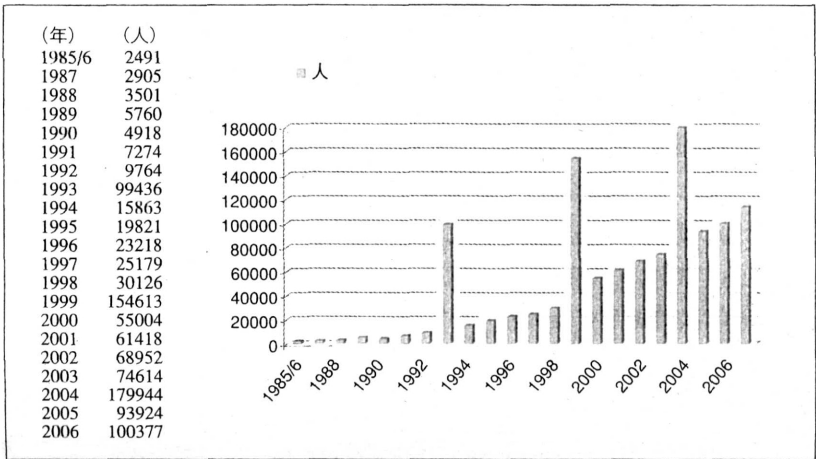
スペインの有名なキリスト教の巡礼地サンティアゴ・デ・コンポステーラ（以下、サンティアゴと略）の旧市街は1985年に世界遺産に登録された。サンティアゴへの巡礼路の世界遺産登録はスペイン側が1993年で、フランス側は1998年である。これは、「紀伊山地の霊場と参詣道」に先駆けて道が世界遺産となった最初の例である。周知のようにサンティアゴの大聖堂にはキリストの12弟子の一人聖ヤコブのものといわれる聖櫃がある。9世

紀にその遺骸が奇跡的に発見され、11世紀からロマネスク様式の大聖堂の建設がはじまった。その後、ゴシック、ルネッサンス、バロックなどの様式がくわえられ、ローマ、エルサレムとならぶ一大巡礼地として発展した。とりわけレコンキスタ、すなわちキリスト教徒によるイスラーム勢力にたいする失地回復運動の前線基地としてサンティアゴは重要な機能を果たしていた。

人口約9万人のサンティアゴ市はガリシア州の州都であり、500年以上の歴史を誇るサンティアゴ大学を有する学術センターでもあるが、世界的にはカトリックの大司教座がおかれた巡礼地としての名声が傑出している。世界遺産はそこにどのような価値をくわえたのであろうか。

まず、巡礼者の統計資料を検討してみよう。

[図] 巡礼者数の変遷 (Registro de la Oficina de Acogida de Peregrinosより作成)



大多数の巡礼者は安価な巡礼用の施設に宿泊する。そこにチェックインするとき、国籍、性別、年齢、職業、移手段、巡礼ルート、巡礼の目的などを記入する。そのため巡礼者の統計は正確である。それによると1985年の市街地の世界遺産登録は巡礼者数の増加にほとんど貢献していない。また、当時の巡礼者が年間2500人あまりだったことも隔世の感がある。それが1993年はサンティアゴ巡礼の「聖なる年」にあっていたこと

もあり、10万人近くに急増した。前年が1万人弱であるから、桁違いの上昇である。もっとも、翌年になると1万5000人台にまで低下する。それでも巡礼者は右肩上がりに伸びている。「聖なる年」の1999年には15万人を越え、「聖なる年」の2004年は約18万人に達している。ちなみに2006年は10万人、2007年は11万人を越えている。「聖なる年」は6年、5年、6年、11年の周期でおとずれるが、これはローマ（ヴァチカン）との競合を避けるねらいがある。他方、観光客の統計データはないが、いまや300万人といわれ、世界遺産への登録が巡礼の増加や町の活性化に果たした役割はきわめて大きい。

2008年に同市を訪問したが、市の観光部関係者によるとカトリックの聖職者は保守的であるという。ミサや礼拝で多忙をきわめ、ボタフメイロとよばれる天井から吊り下げられた大香炉を振り子のように左右に揺らす伝統の技に満足しているのだろうか。教会側の革新的な取り組みはみられないという。ここでも熊野同様、宗教界は脇役に甘んじている。他方で、ブラジルの著名な教育学者パウロ・コエリョのサンティアゴ巡礼に関する著作やドイツのテレビキャスターであるハベ・カーケリングのベストセラー本が巡礼人気に拍車をかけているようだ¹⁹⁾。パウロ・コエリョはサンティアゴの「大使」であるとの賛辞すら贈られていた。サンティアゴ巡礼にあらたな宗教的価値を見出しているのは聖職者や神学者ではなく、巡礼の体験者であるところの外国の教育者やジャーナリストである。その感動的な情報に影響されてブラジルやドイツからの巡礼者が増えるという構図が浮かび上がってくる。

サンティアゴ市の観光部も負けてはいない。1999年から2007年まで観光部長をつとめたフランシスコ・カンデーラ氏によると、1999年にはツーリスト・インフォメーションの事務所に1人しかいなかった職員が現在では15人から18人に増加したという。それほどに観光行政に力を入れてきた証拠であるが、同時にかれは目標を設定して業務に取り組み、しかも仕事を楽しむという雰囲気づくりに腐心したという。実際、ツーリスト・インフォメーションの対応は懇切丁寧で、職員の仕事ぶりも生き生きとしてい

た。カンデーラ氏はサンティアゴ観光にみる時代の変化についても言及し、1960年代から1980年代にかけては太陽と海岸のツーリズムが主流だったが、1990年代は巡礼ルートや都市インフラの整備に取り組み、それを受けて観光の振興につとめたと語っていた。近年ではサンティアゴ大学に観光の修士コースが設けられ、観光研究センターも附置されるようになったという。21世紀になって観光のイノベーションが進んだことが理解できる。

巡礼者の受け入れを整備し、観光客の誘致に尽力した結果、サンティアゴ市は2010年の上海万博においてスペインを代表するベストシティ実践区のひとつに選定された。2000年のミレニアムるとき、サンティアゴ市はヨーロッパの9つの文化首都のひとつに選ばれ、多彩な活動をくりひろげた。文化都市政策の取り組みにもサンティアゴ市は力を注いでいるのである。

サンティアゴ市は世界遺産を通じて和歌山県や三重県との連携も深めている。和歌山県はガリシア州と連携し1998年に「熊野古道」と「サンティアゴ巡礼の道」との「姉妹道」提携を結び、2008年には10周年を記念して和歌山県知事がサンティアゴ市を公式訪問している。また、展示会を通じた交流も活発におこなわれている。¹¹⁾

サンティアゴ市はまた、世界遺産のローマとエルサレムとの連携強化もはかっている。「人類の遺産である聖なる都市 (Ciudades Santos de la Humanidad : Holy Cities, World Heritage Sites)」という提携はキリスト教の三大巡礼地を結ぶものである。2005年に締結され、遺産の保護と文化・宗教的活動の推進を目的としている。より具体的には観光とイメージアップ戦略の共有化をめざし、都市行政での連携がはかられている。ただし、これもヴァチカンの文化政策ではないことをおさえておく必要がある。

5 文化資源の情報化

「文化資源」という言いかたは今世紀の変わり目あたりから日本で使用されるようになった。¹²⁾ まず博物館学の分野で言われだし、そのさきがけは東京大学の人文社会系大学院に2000年につくられた文化資源学研究所のコー

スだった。国立民族学博物館でも2004年に研究部門のひとつとして文化資源研究センターが設置された。また2002年には文化資源学会が設立されている。そして2007年には、国立民族学博物館開館30周年・東京大学創立130周年・パリ日本文化会館開館10周年・文化資源学会創立5周年記念フォーラム「文化資源という思想：21世紀の知、文化、社会」が大阪、東京、パリで開催された¹³⁾。その文化資源学会の「設立趣意書」にみる文化資源の定義は、次のとおりである。

「文化資源とは、ある時代の社会と文化を知るための手がかりとなる貴重な資料の総体であり、これをわたしたちは文化資料体と呼びます。文化資料体には、博物館や資料庫に収めきれない建物や都市の景観、あるいは伝統的な芸能や祭礼など、有形無形のものが含まれます。」

「文化資源」とは国宝や重要文化財にかぎらず、文献資料や映像資料、さらには民族学や民俗学の日常生活の資料もふくめた観念である。また提唱者が民族学者や民俗学者、あるいは社会学者や文献学者であるところにひとつの特徴がある。そのため生活に使用される民具や民家なども、特別にユニークな美的価値がなくとも、「文化資源」として認知される。文化行政が保護する国宝（人間国宝をふくむ）や重要文化財、あるいは能・歌舞伎・文楽といった伝統芸能以外のものも「文化資源」としてあつかわれる。その点、ユネスコの文化遺産保護活動のように、文化を「芸術的価値を有するもの¹⁴⁾」として狭く規定する立場とは異なっている。博物館は広義の文化が適用される資源の宝庫なのである。そしてそこでは普遍的な価値にもとづく評価はなされていない。つまり、基本的に優劣をつけずに資源として存在しているのである。

しかし、「資源であること」と「資源になること」を区別することも重要である¹⁵⁾。なぜなら、資源には活用や開発がつきまとうからである。たとえば鉱物資源は岩石や鉱脈だが、精錬されて金属となり、さまざまな用途に使われる。博物館の文化資源もそれ自体はたんなるモノや情報媒体にすぎないが、展示されることで、来館者によっては稀有で貴重な情報になる。展示されたモノから知的刺激を受け、脳のなかでシナプス反応がおこり、

これまでの経験や知識と融合され、情報になっていくのである。モノ自体に情報がそなわっているというよりも、「感覚器官による外界の感知と、脳神経系によるその解読」をとおして情報が処理され、個々の頭脳のなかで情報が創造されていくのである。文献のような情報媒体も感知・解読されて意味のある情報となる。

都市の文化も似たような構造をもっている。資源には個人住宅や公共建造物、会社や学校、病院や寺院、道や鉄道、川や海岸、広場や公園などいろいろあげることができる。文化に突出した資源の宝庫としては図書館、美術館、劇場、映画館、音楽ホールなどがある。また、祭りやイベントが都市では多彩にくりひろげられる。これらの資源を精錬し、あるいは意味あるものとして配置（展示）することで、住民や訪問者にとっての有用な情報となる。そのように文化資源を活用することが、都市政策や創造産業の課題となる。

6 文化資源としての世界遺産

文化資源の価値を再発見することによって都市を活性化させた例はすくなくない。先述したサンティアゴ・デ・コンポステーラはその好例である。1993年に「聖なる年」と巡礼路の世界遺産登録が同時に実現したことが、同市にとっては特別の意味をもっていた。1993年の情報の価値を文化資源の再評価につなげたのである。熊野古道の場合も、中世・近世には盛んな往来があった巡礼道だが、近代ではあまりかえりみられなかったものを熊野と高野山、吉野をつなぐ道として再評価し、かつ道路整備をほどこして世界遺産にまでもっていったのである。

「参詣道」や「熊野古道」という表現もあらたにつくられた。それまで「熊野道」とか「熊野街道」という言いかたはあった。南紀では大遍地（大辺路）、中辺路（中辺路）、小辺路（小辺路）とよばれ、三重では伊勢地（伊勢路）と通称されていた。それを「熊野参詣道」とか「熊野巡礼道」と言い換え、「参詣道」や「巡礼道」には英語でpilgrimage routesが当てら

れた。さらに「熊野古道」という呼称が流布するようになったのである。実際の古道には山道が多く、石畳のところもあれば、石段となっているところもある。いまでは有名となった中辺路も山伏などの行者がたまに通ることはあっても、通常は「きこり道」などとよばれ、一般人や観光客には縁が薄かった。それが1990年の熊野古道ピアをきっかけに脚光を浴びはじめ、1999年の「ジャパンエキスポ南紀熊野体験博」を経て、ひいては世界遺産へとつながったのである。まさに「創られた伝統」¹⁶⁾であり、「文化的景観」の概念によって道や川、滝や森が文化資源として再評価されたのである。

近年、都市景観の保存・保護もまた深刻な問題になっている。ひとつの有名な事例は「ポン・デ・ザール」である。これは、1996年、京都の賀茂川にパリのセヌ川にかかる「ポン・デ・ザール」をモデルにした橋を架けようとする市側の企画に対し、それに反対する市民運動の高まりによって実現しなかった例である。¹⁷⁾その後、2007年に京都市は全国に先駆けて、世界遺産の周辺100ヘクタールを風致地区に指定し、高さやデザインにきびしい景観条例を施行することになった。まさに文化や環境が重視される時代に突入したのである。

景観を文化としてとらえる立場は日本全国に広がりはじめている。それは、都市における観光都市から歴史景観都市（美観都市）への転換と呼応している。¹⁸⁾景観や環境を文化資源情報としてとらえる視点はますます無視しえなくなっていくにちがいない。

7 世界遺産教育から地球情報教育へ

ユネスコの世界遺産条約は2004年採択の無形文化遺産条約（伝統的な音楽、踊り、演劇、風俗習慣、工芸技術等が対象）と2005年に採択された「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」等とあわせて理解することがのぞましい。とくに無形文化遺産条約をスピーディーに批准した日本の役割は注目に値する。なぜなら、日本の文化財保護法は有形・無形

の文化を最初から対象としているからである。また、世界遺産自体の多様化も課題であり、石の文化を中心とする価値基準も木や土の文化を視野におさめた評価に移行しつつある。その過程で果たした有形・無形文化遺産の保護をめざす2004年の奈良における「大和宣言」は決定的だった。²⁰⁾

有形・無形を問わず普遍的な価値に立脚したユネスコの条約は多くの加盟国の承認を得るようになってきている。世界遺産条約もユネスコ加盟国193カ国のうちすでに185カ国が批准している。そのこと自体は画期的なことであるし、世界遺産教育による普及も不可欠である。ただし、それが普遍的価値の押し付けや、支配従属関係の強化につながらないように注意を払う必要がある。

他方、資源は普遍的な価値を持ち出さなくとも、あるいは価値の優劣を論じなくとも、そのまま存在がゆるされる。資源から情報を取り出すのは、読者であれ来館者であれ、宗教界であれ行政であれ、その利用者である。しかし、あえて「資源」とよんで再編することは、本来の所有者にとっては収奪につながりかねないことも指摘されている。²¹⁾

自然にはたらきかけ「文化的景観」を形成し、有形・無形の文化財や文化資源を創出した人類は世界遺産という地球意識にささえられた財産を人類の共有物として次世代に送り込もうとしている。しかし、そこに含まれない無数の文化資源にかこまれてわれわれは生活していることも忘れてはならない。世界遺産の「バッファゾーン（緩衝地帯）」や「文化的景観」にとどまらないのである。その意味で、世界遺産教育は文化資源教育によって補完されることがのぞましい。あるいは、両者をあわせて地球情報教育とでも言うべき高次のレベルにシフトする必要があるのかもしれない。

<付記>本稿の一部は日本学術振興会科学研究費補助金「産業と文化の経営人類学的研究」(研究代表者：中牧弘允、2007-2008年度)による熊野とサンティアゴの調査にもとづいている。

(国立民族学博物館)

[注]

- 1) たとえば2002年11月にはイタリアで「遺産の共有、共通の責任 (Shared Legacy, Common Responsibility)」をテーマとするワークショップが開催されている。Mobilizing Young People for World Heritage (World Heritage Paper 8), UNESCO World Heritage Centre, 2003。また、Patrimonio (「遺産っ子」の意味)と命名された子供のキャラクターを使って各種の教育プログラムや教育キットがつくられている。
- 2) 塩路有子『英国カントリーサイドの民族誌—イングリッシュネスの創造と文化遺産』(明石書店、2003年) 96-98頁。
- 3) 総合編集内堀基光で『資源人類学』が全9巻、弘文堂から2007年に刊行されたが、巻毎のタイトルは①資源と人間、②資源化する文化、③知的資源の陰と陽、④躍動する小生産物、⑤貨幣と資源、⑥自然の資源化、⑦生態資源と象徴化、⑧資源とコモンズ、⑨身体資源の共有、である。
- 4) 梅棹忠夫『情報の文明学』(中央公論社、1988年) 194, 207頁。
- 5) 松浦晃一郎『世界遺産—ユネスコ事務局長は訴える』(講談社、2008年) 66-74頁。
- 6) 松浦、前掲書、60, 93頁。
- 7) コミュニケーションには送り手と受け手があるが、情報には受け手しか存在しないというのが梅棹忠夫の情報論である。そしてすべての存在、それ自体が情報であると定義される。梅棹、前掲書、192-193頁。
- 8) 順番に、自然の劣化、自然災害、戦争や内戦による破壊、人為的な破壊、経済開発優先による脅威、都市開発による脅威、そして観光事業の増加である。松浦、前掲書、175-248頁。
- 9) 松浦、前掲書、241-244頁。
- 10) コエリョやカーケリングには巡礼に関する数か国語の著作がいくつかあり、代表的なものは次のとおりである。

・ Coelho, Paulo *El Peregrino de Compostela* (Diário de un mago) Barcelona: Planeta, 1990.

・ Coelho, Paulo *Pilgrim Stories: On and Off the Road to Santiago, Journeys Along an Ancient Way in Modern Spain*. University of California Press, 1998.

・ Kerlcling, Hape *Ich bin dann mal weg: Meine Reise auf dem Jakobsweg*. Malik

Verlag GmbH, 2007.

- 11) 姉妹道提携10周年記念として「祈りの道 サンティアゴ巡礼の道と熊野古道」と銘打つ写真展が和歌山県情報交流センター、相田みつを美術館、サンティアゴ・デ・コンポステーラ大学附属教会ギャラリーでおこなわれた。
- 12) 文化資源学に関する詳細は以下を参照。佐藤健二「文化資源学の構想と課題」山下晋司責任編集『資源化する文化』（資源人類学02）（弘文堂、2007年）27-69頁。
- 13) あえて相違をあげれば、東京大学の文化資源学は「おと・かたち・ことば」という観点から文化を再認識しようとし、大学共同利用機関の国立民族学博物館では有形無形の資料の価値をあらたに見出し、広く社会と共有していこうとする姿勢が強い。フォーラムの詳細は『文化資源学』6、2008年、91-111頁参照。
- 14) 松浦、前掲書、52頁。
- 15) 森山工「文化資源使用法—植民地マダガスカルにおける『文化』の『資源化』」（山下晋司責任編集『資源化する文化』資源人類学02、弘文堂、2007年）65-67頁。
- 16) ホブズボウム、エリック&レンジャー、テレンス（前川啓治・梶原景昭訳）『創られた伝統』（紀伊国屋書店、1992年）。
- 17) ブルマン、クリストフ（岡美穂子訳）「ボン・デ・ザールの白紙撤回と市民運動—京都のフランス橋はなぜ架からなかったのか」（中牧弘允・ミッチェル・セジウィック編『日本の組織—社縁文化とインフォーマル活動』東方出版、2003年）23-36頁。
- 18) 拙稿「創造的な文化都市をめざして—その戦略的展望」中牧弘允・佐々木雅幸・NIRA編『価値を創る都市へ—文化戦略と創造都市』（NTT出版、2008年）9頁。
- 19) 松浦、前掲書、59頁。
- 20) 松浦、前掲書、305頁。
- 21) 岩本通弥「現代日本の文化政策とその政治資源化—『ふるさと資源』化とフォークロリズム」（山下晋司責任編集『資源化する文化』資源人類学02、弘文堂、2007年）269頁。